

文教福祉委員会 委員長報告

令和6年3月22日

文教福祉委員長報告を行います。

去る3月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された「議第39号 安来市避難行動要支援者名簿に関する条例制定について」「議第40号 安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」「議第41号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第42号 安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」「議第43号 安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について」「議第44号 安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について」の6件について、13日に審査を行いましたので、その結果と経過について報告いたします。

はじめに、審査結果について報告いたします。

「議第39号」、「議第40号」、「議第41号」、「議第43号」及び「議第44号」の5件については、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議第42号」は賛成多数により、執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第39号」について、委員の「第2条第3項の避難支援等関係者として、その他避難支援等の実施に携わる関係者とあるが、どういった人、組織を想定しているのか」との質問に対し、執行部からは「介護保険のケアマネージャー、障がい者施設の相談支援員、福祉関係に従事する職員を想定している」と答弁がありました。さらに委員の「第6条、第7条の守秘義務等について、登録された情報はどこまで伝えて良いのか伺う」との質問に対し、「台帳に登録される方は情報提供に関する同意をとったうえで、登録を行う。登録情報を受け取った組織が目的外利用しないように守秘義務として記載している」と答弁がありました。

「議第41号」について、委員の「条例上、認定こども園又は幼稚園に限るという記載が、特別利用教育を提供している施設に限ると変更されているが違いを伺う」という質問に対し執行部より「国の改正に伴って名称変更を行ったもので、内容に変更はない」との答弁がありました。

「議第42号」では、執行部より令和6年度からの介護保険料率について説明がありました。

委員より「安来市の介護給付費準備基金残高は他自治体と比較してどうか伺う」という質問に対し執行部より「安来市の介護給付費準備基金保有額は約6億円である。県内同規模自治体と比較しても、将来を見越して基金を積むことができている」との答弁がありました。

「議第43号」について、委員の「安来市には指定地域密着型サービスを提供する事業所はいくつあるのか」という質問に対し執行部より「安来市内には25事業所ある」と答弁がありました。さらに委員の「条例の改正趣旨は虐待等に対応するものか」という質問に対し、「利用者の高齢化が進んでいる中で、人権等も含めて、国に準拠して改正するもの」との答弁がありました。

「議第44号」について、委員の「廃止後の安田診療所は今後、利用方針が決まっているか伺う」との質問に対し執行部より「まだ決まっていない。公共施設利活用推進会議に諮りながら検討する予定である」と答弁がありました。さらに委員の「地元からの声があがってきているか」との質問に対し執行部より「地元からの声は特にない」と答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告といたします。